

S03-6 薬剤師のためのドーピング防止リファレンス

○笠師 久美子¹

¹北大病院

近年、適正な薬物療法と安全性の担保は医療のみではなく、スポーツ界でも求められている。本来、スポーツは健全な心身のもとに競技が行われるべきであるが、薬物等の誤用や濫用による「ドーピング」が社会問題にまで発展している。これは一部の作為的な行為によるものばかりではなく、医薬品やドーピングに関する知識不足による使用も多く含み、結果的に同様の制裁を受けるのが現状となっている。

ドーピングは一部のエリート選手だけの問題と捉える傾向にあったが、2003年静岡国体でのドーピング検査導入を契機にドーピング防止は身近な問題になった。2004年、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）より防止規程などの国際基準が発効され、ドーピング防止はスポーツ界のみではなく各国政府も深くかかわるようになった。日本においては、2007年にドーピング防止ガイドラインが文部科学省により策定され、薬剤師も積極的にドーピング防止活動に努めることが明記された。

ドーピング撲滅のために薬剤師が介入できる事項としては、ドーピング・コントロール（ドーピング検査）、薬に関する啓発・教育・相談、医薬品情報の提供、禁止物質の治療目的使用に係る除外措置（TUE）に関する支援などがあげられる。これらは、医薬品情報管理業務や薬物モニタリング等の知識や経験を十分に活用でき、ひいてはスポーツにおける適正な医薬品使用に繋がるものとする。

本講演では、ドーピングの問題を十分にご理解頂き、薬剤師がドーピング防止活動にどのように介入できるかを検討したい。